令和4年度利用申込のご案内

放課後児童クラブ

2月25日金 まで 付中

申し込みください。

読書、集団活動を通じて楽しく過ごせるよう、放課後児童クラブを開設しています。 4月からの利用について次のとおり申込みを受け付けますので、ご希望の方はお 市では、保護者が仕事などで昼間家庭にいないお子さんを対象に、放課後に遊びや

利用できる条件

ることができない場合。 などにより日中家庭でお子さんの面倒をみ 保護者が就労や長期の疾病、家族の介護

•

•

•

• • •

• •

• •

対象となる児童

の児童。 市内の小学校に就学している6年生まで

開設場所/下表のとおり。

※お住いの区域によって、 ラブが指定されます。 利用できる児童ク

開設日と時間

後6時まで。 土曜日や学校長期休業日は午前8時から午 平日[月~金]は午後1時から午後6時まで。 年始(12月29日~1月3日)を除く毎日開設。 日曜・祝日、お盆(8月12日~14日)、年末

|利用料/月額1,000円(4月以降に納入 通知書を送付します。)

保険料/1人当たり年額800円

きます。 保険 (スポーツ安全保険) に加入していただ 児童クラブ活動中のけがに備えて、傷害

)申込方法

出してください。 必要事項を記入のうえ、保険料を添えて提 え付けの「放課後児童クラブ加入申込書」に 舎市民窓口課、七重浜・茂辺地両支所に備 市役所子ども・子育て支援課、総合分庁

なお、新1年生は入学説明会時に、現在児

童クラブを利用している児童は各児童クラ ブから、申込書が配布されます。

児童クラブQ&

Q み前にあらかじめお問い合わせください 用をお断りする場合があります。お申しる は、集団活動が困難だと判断したときは、記 障がいのある子どもは利用できますか? 障がいのあるお子さんのご利用につい

童クラブを利用したい。 祖母の家に帰宅するので、指定以外の日

 \overline{Q}

できない場合もあります。 ください。施設の利用状況によっては変 より区域外の児童クラブを利用する場合: 区域外児童クラブ登録申請書」を提出し 部活動や習い事、親族宅への帰宅など!

仕事を辞めた場合の手続きは?

らかじめお問い合わせください。 は「退所届」を提出していただきますが、 利用できる条件を満たさなくなった場合

市役所子ども・子育て支援課保育係 [内線164

問

}4 郎、 文

立 あ合	更てはに 児	、込利て? ■■■
クラブ名称	実施場所	対象区域
上磯A・B・C児童クラブ	上磯小学校	上磯小学校区
久根別A・B児童クラブ	久根別小学校	久根別2丁目、東浜1~2丁目、七重浜8丁目、追分丁目
第二久根別児童クラブ	久根別子育で支援拠点施設 (旧第二東光保育園)	久根別1丁目、久根別4~5丁目
第一浜分A児童クラブ 第二浜分A児童クラブ	浜分中学校	追分2丁目(1~16番、20~37番) 七重浜5~7丁目、追分1丁目
第三浜分A・B児童クラブ	浜分ふれあいセンター	七重浜1~4丁目
第四浜分児童クラブ	追分福祉センター	七重浜8丁目、追分、追分2丁目(17~19番、38番·71番)、追分3~7丁目
谷川児童クラブ	谷川小学校	谷川小学校区
石別児童クラブ	石別小学校	石別小学校区
大野A児童クラブ	新道会館	本町(消防署前通より北側)、本町1~4丁目、本組本郷1~2丁目、白川、細入、向野、向野1~3丁目、月、村内
第二大野児童クラブ	さわやか会館	本町(消防署前通より南側)、本町5~6丁目、南野、開発、清水川
市渡児童クラブ	市渡会館	市渡小学校区
萩野児童クラブ	東前子育で支援拠点施設 (東前西団地内)	萩野小学校区